

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算) (外務省)

事業名	福島原発事故からの復興に向けたIAEA事業支援		担当部局庁	軍縮不拡散・科学部	作成責任者	羽鳥 隆
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	国際原子力協力室		
会計区分	一般会計		施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		
根拠法令(具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	「東日本大震災からの復興の基本方針」原子力災害からの復興(P28.6(1)①(i),(ii),(iii)及び除染に関する緊急実施基本方針		
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	IAEAが有する原発事故に対する専門的知見、技術等を福島原発事故収束のための諸活動に活用し、事故の収束迅速化と事故からの復興を図る。また、福島原発事故対応のためにIAEAミッションを受け入れることにより、優れた知見を原発事故対策に取り入れる効果だけでなく、客観的で公正な権威ある専門機関の評価を受けることにより、我が国に対する内外の信頼を回復させることを目的とする。					
事業概要(5行程度以内。別添可)	福島原発事故対応のため、以下の施策を実施。 1. 放射線被害への対応(①詳細な放射線汚染区域マッピングの専門家の派遣、②土壌改良のための除染専門家の派遣、③放射線医療の専門家の派遣、④右専門家派遣のために必要な資機材等の供与等)、2. 放射性物質への対応(①溶融した燃料の安定化措置支援のための専門家派遣、②使用済燃料処理支援のための専門家派遣、③放射性物質の放出抑制支援のための専門家派遣、④放射性廃棄物処理のための専門家派遣)及び3. 既存原発への安全対応の事業にIAEAが有する原発事故等に対する専門的知見、技術等を活用し、事故の収束迅速化と事故からの復興を図る。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
23年度予算額(単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	935	935	
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値	活動指標	単位	23年度活動見込
	IAEAが有する原発事故等に対する専門的知見、技術を活用し、事故の収束迅速化と事故からの復興を図る。	IAEAミッションによる最終報告書数	100%	IAEAからの各専門家の派遣を通じ、本件事業の円滑な実施及び我が国拠出金の適正な使用を確保する。	IAEAミッションによる最終報告書数	(-) 1. 3本 2. 4本 3. 1本
単位当たりコスト	1. 放射線被害への対応(23,213千円/1ミッション) 2. 放射性物質への対応(9,229千円/1ミッション) 3. 既存原発への安全対応(9,229千円/1ミッション)			算出根拠	各総額を各ミッション予定実施回数で割り、1ミッション当たりのコストを算出。	

事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。	東日本大震災からの復興の基本方針6. 原子力災害からの復興(1)①(i)において示されているとおり、我が国に対する内外の信頼を回復するような取組みを推進する(例えば、正確な情報提供・共有体制の強化や、原発事故の収束、安全基準の設定、除染技術等の利用に関する国際原子力機関(IAEA)を含む国内外の世界トップレベルの専門家の教習の活用など)との指針の下、同方針6. (1)①(ii)(事故の収束に向けた研究開発の実施)、(iii)(統一した安全基準・指標に基づき放射線量等きめ細かくて抜け落ちのないモニタリング及び科学技術により検証された情報提供等の実施)及び②(iii)(放射線の影響に関する子どもをはじめとする住民の健康管理を実施)への取組として、本件IAEA事業支援を行う。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本件事業は、国際原子力機関(IAEA)が有している専門的知見及び技術を福島事故収束をめぐる諸活動に活用し、事故の収束迅速化と事故からの復興を図ることを目的としており、事故の収束迅速化が東日本大震災からの復興の基本方針6. (1)①(iv)に記載されている。ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援にも資するものである。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	IAEAが有する原発事故に対する専門的知見、技術等を福島原発事故収束のための諸活動に活用し、事故の収束迅速化と事故からの復興を図ることを目的としており、IAEAミッションを受け入れることにより、優れた知見を原発事故対策に取り入れる効果だけでなく、客観的で公正な権威ある国際専門機関の評価を受けることにより、同時に世界各国からの信頼を回復させる意義も期待できる。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	国際原子力機関(IAEA)は、1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故を受け、①環境中の放射性核種の動き及び放射性物質のモニタリングを含む公衆の放射線防護、②被爆した個人の診断及び治療に関する医療技術、③放射性物質の安全な輸送、④原子力事故の分析手法等に関する知見を獲得しており、チェルノブイリ原発事故からの復興に向けて、旧ソ連諸国との連携・協力を進めてきており、原発事故への対応に関し、これまで培ってきた高度な知見を有している。また、IAEAは我が国を含む世界153か国(2011年4月現在)の加盟国からなる客観的で公正な権威ある国際専門機関であり、IAEAネットワークを効果的に活用することにより、効率的に事業を図ることが出来る。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	放射線被害への各種対応や放射性物質への各種対応に関する国際原子力機関(IAEA)からの支援受入れについては、政府が実施する。
他の事業と総合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	原子力災害対策本部で8月26日に決定された「除染に関する緊急実施基本方針」では、「国による除染の推進の取組を進めるに当たり、国は、国際社会と連携・協力しつつ、国内外の教習を結集して対応する。」旨が定められており、除染の推進に当たっては、我が国のみならず国際社会とも連携・協力を図りつつ取組を進めることが明記されている。また、IAEAが支援する事業は、IAEAから除染や原発安全性確認等のミッションを派遣させ、同ミッションが我が国での取組をしレビューし、更に有効な手法や技術等がないかどうか検討を加え、報告書の作成や関係者との協議等を通じて我が国に知見を提供することにより、原発事故からの復興を加速化させることが期待されるものであり、他の事業と総合的で計画的に実施されるものである。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	本件事業については、我が国と国際原子力機関(IAEA)事務局が、支援業務の計画・執行を執り行うものであるところ、事業の執行等の透明性が確保され、進行管理が適切に行われる。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予算費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で実績の見込みを記入すること。
 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予算費で措置している事業の追加措置の場合については、「(23年度)1次補正 × ×円 / 」などと記入すること。
 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。